

プラットフォームサービスに関する研究会（第17回）

1 日時 令和元年12月20日（金）10時30分～12時00分

2 場所 総務省第1特別会議室（8階）

3 出席者

（1）構成員

宍戸座長、新保座長代理、生貝構成員、大谷構成員、木村構成員、崎村構成員、手塚構成員、寺田構成員、松村構成員、宮内構成員

（2）総務省

高市総務大臣、谷脇総合通信基盤局長、竹内サイバーセキュリティ統括官、竹村電気通信事業部長、二宮国際戦略局審議官、岡崎サイバーセキュリティ情報化審議官、今川総合通信基盤局総務課長、大村料金サービス課長、梅村消費者行政第一課長、中溝消費者行政第二課長、赤阪サイバーセキュリティ統括官室参事官、富岡事業政策課市場評価企画官、清水消費者行政第二課企画官

4 議事

（1）事務局説明（最終報告書（案））

（2）意見交換

（3）その他

【宍戸座長】 本日は、皆様、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。定刻となりましたので、プラットフォームサービスに関する研究会第17回会合を開催させていただきます。

冒頭、カメラ撮りがございますので、少々お待ちください。

【清水消費者行政第二課企画官】 報道関係の方が退室されますので、しばらくお待ちください。

(マスコミ退室)

【宍戸座長】 それでは議事に入ります。

今回は、前回会合の論点整理（案）及び構成員の皆様からのご討議を踏まえまして、事務局に整理をお願いしました最終報告書（案）についてご議論いただきたいと思っております。

議事の進め方といたしましては、まず、最終報告書（案）の別紙として付いておりますトラストサービス検討ワーキンググループの最終取りまとめ案（案）につきましてご報告をいただきます。

続きまして、本研究会としての最終報告書（案）、資料17-1でございますけれども、まず「Ⅰ. 利用者情報の適切な取扱いの確保について」に関して事務局からご説明をいただいた後、一旦ここで区切り、構成員の皆様にご議論いただきたいと思っております。

そして、その後最後に、「Ⅱ. フェイクニュースや偽情報への対応の在り方について」の項目を事務局からご説明いただいた後、構成員の皆様にご議論をいただきたいと思っております。

なお、本日は高市総務大臣にご出席をいただく予定となっております。11時45分ごろをめどに、こちらにご到着される予定と伺っております。

それではまず、トラストサービス検討ワーキンググループ最終取りまとめ（案）について、事務局からご説明をお願いいたします。

【赤坂サイバーセキュリティ統括官室参事官】 資料17の1の別紙、一番下にとじられているかと思いますが、ご覧ください。

前回のこのトラストサービスの検討ワーキンググループの取りまとめ案につきまして、パワーポイントの概要資料に基づいてご説明させていただきましたけれども、本日改めて、取りまとめ（案）の本文に基づいてご説明をさせていただきたいと思っております。

途中、青字の部分ございますが、これは前回の会合で参考資料としてつけさせていただきました

いた部分から、ワーキンググループの構成員のご意見等を踏まえて加筆修正をした部分と
いうことになっております。

それでは、資料の3ページをご覧ください。黄色の部分を中心に説明させていただきます。

まずこのトラストサービスの意義でございますが、Society 5.0の実現に向けて、サイバー空間と実空間の一体化が進展し、社会全体のデジタル化が進む中、その有効性を担保する基盤として、送信元のなりすましやデータの改ざん等を防止する仕組みであるトラストサービスの重要性が高まっているというところでございます。

このワーキンググループにおきましては、優先的に検討すべきと判断した次のトラストサービスについて検討を行ってきたところでございまして、例えば電子署名、それから次のページでございますが、タイムスタンプ、eシール等々について検討してきたところでございます。

eシールというもの、なかなかまだ耳になじみがないものかもしれませんが、図1の右上の絵のところをご覧くださいと思いますが、リアルの世界では会社等が請求書などを発行する際に、角印と呼ばれるような会社の印を押す場合があるかと思いますが、これに相当するようなサイバーの仕組みがこのeシールというものに当たりまして、電子署名であれば個人にひもづいたものになりますけれども、個人にひもづくものではなくて、あくまでも組織が送信元であるということを確認するための仕組みということになります。

これらの現況でございますが、まず電子署名につきましては、次の5ページ目でございますけれども、電子署名につきましては電子署名法という法律の制度があるというところでございますが、他方で現在利用者がサーバにリモートでログインをした上で電子署名を行う、いわゆるリモート署名と呼ばれるような形態がこれから進みつつあるところでございますけれども、こういった形態について、電子署名法令上どのように位置づけられているかということが明確でないという課題があるところでございます。

それから、②のタイムスタンプでございますが、6ページ目のほうをご覧くださいと思いますが、これについては特に公的な仕組みというものが現在ないところでございまして、日本データ通信協会によって一定の基準を満たすものが認定されるという民間のスキームがある状況でございます。

それから、7ページ目でございます。eシールの状況でございますが、eシールもタイムスタンプと同様に公的な仕組みというものは現在、存在していないところでございます。

けれども、電子署名と違って個々人の本人確認が不要であるといったことであるとか、機械によって同時に大量に付すことが可能である、こういった利点があるということでございまして、今後支払い請求等の業務において大幅な効率化に資することが期待されているところがございます。

それから、9ページ目をご覧ください。こうしたトラストサービスの現状の利用動向について、経団連にご協力をいただいてアンケートを実施したところがございます。

下のところがございますが、既に制度化をされている電子署名も含めて、このトラストサービスについての利用動向について調査をしたところがございますが、まだトラストサービスの利用については5割に満たないという状況になっておるところでございます、今後さらなる普及拡大の余地があると考えられるところがございます。

それから、12ページ目をご覧ください。このトラストサービスによる経済効果の試算というものをやっているところがございます。

1つ目の観点が、業務の効率化に関する試算でございます。トラストサービスの導入によりまして、主に間接業務、特に経理系のこういった業務についての効率化が期待できるところございまして、この経理系の業務につきましては、次の13ページ目でございますけれども、例えば大企業であれば一社当たり大体月に10万時間ほどこの経理系業務にかかっているという試算があるところがございますけれども、トラストサービスが活用されればその半分近い5万時間に削減されるのではないかと。あるいは小規模な企業であっても、月500時間かかっているような業務が150時間程度に削減されるのではないかと、こういった試算があるところがございます。

それから、(2)でございますが、市場規模についても試算を行っているところがございます。

2018年時点におきましては、我が国のトラストサービス、電子証明とかタイムスタンプ、こういったものがございますけれども、関連市場を含めましても市場規模については94億円程度と推計をされるところがございますが、後ほどご説明いたしますようなもろもろの制度整備、環境整備が整って順調に成長した場合には、2030年ごろには1,000億ぐらいの市場規模に達するのではないかとという試算があるところがございます。

14ページ目をご覧ください。このトラストサービスに関する海外の動向についても調査を行っておるところでございます。

特に(1)のEUでございますが、EUにつきましては、日本における電子署名以外に

も、タイムスタンプやeシールを含んで、トラストサービスについての包括的な共通規則を定めるeIDAS規則というものが制定されておりまして、2016年7月に既に発効されているということで、かなり世界的に見てもこのトラストサービスに関する取組が進んでいるところをごさいます、本年の11月時点で、次のページにわたりますが、このeIDAS規則に基づきまして、適格サービスプロバイダーとして認められた事業者が既に178ある状況にあるところをごさいます。

次に、22ページまでお願いしたいと思います。今の第1章でありましたようなトラストサービスの現状でありますとかあるいは海外の動向、こういったものを踏まえて、我が国としての取組の方向性についてまとめた部分をごさいます。

まず総論のところをごさいます、本取りまとめにおきましては、一定のサービス提供の実態、または具体的なニーズの見込みがあつて、利用者がより安心して利用できる環境の構築に向けた課題が顕在化していると考えられるタイムスタンプ、eシール、それからリモート署名の3つの在り方について主に検討を進めてきたところをごさいます。

このうちタイムスタンプとeシールにつきましては、2つの論点から整理をしております。

1つ目が(a)というところをごさいます、信頼性の基点としてタイムスタンプ発行事業者やeシールの認証局の信頼性をどのように確保していくのか。また(b)といたしまして、タイムスタンプやeシールの利用というものが、電子文書の保存等について規定している法令との関係において、有効な手段として認められるのかどうか、こういった2つの論点から検討を進めてまいりました。

また、リモート署名につきましては、日本トラストテクノロジー協議会(JT2A)におけるガイドラインの検討が進んでおるところをごさいます、こうしたガイドラインの検討状況を踏まえた上で、現行の電子署名法の中にどのように位置づけることができるか、次の23ページにわたっておりますけれども、という観点から検討を進めたところをごさいます。

その際の検討の視点をごさいます、まず(ア)のところをごさいますけれども、信頼の置けるサービス、あるいは事業者に求められる客観的な基準というものを策定・公表することが必要であると。さらに、その基準への適合性というものを第三者が評価・認定する体制を構築することが重要ではないかという視点が1つ。

それから、(イ)のところをごさいます、そうした第三者による審査・評価・認定の

結果を利用者に情報提供する仕組みが重要である。さらにその際には、機械可読な形で公表することが有用ではないか、こうした視点でございます。

それから、(ウ)でございますが、この辺は技術の進捗が早いところでございますので、そうした技術基準というものを整備・維持する体制というものを官民の協力の下できちんと整備することが重要ではないか。

それから、(エ)のところでございますが、先ほどEUの例ございましたけれども、そうした海外の制度との相互運用性、国際的な通用性の確保というものを図っていくことが重要である。

また、その他の視点でございますけれども、例えば過度なコスト負担、不便というものをユーザー等に強いることのないような仕組みの構築が必要であること。

それから、トラストサービスの提供事業者自身がサービス提供の効率化等による価格の低廉化を図っていくことが必要である。また、業界全体として利用者目線での創意工夫が必要ではないか。こうした視点に基づいて検討を進めてきたところでございます。

25ページ目以降が各論について整理をしております。

1つ目がタイムスタンプでございます。まず、タイムスタンプの現状でございますが、国税関係書類例えば領収書ですね、こういったものの保存についてはタイムスタンプの利用が進んでいるところではございますけれども、なかなかそれ以外の分野では、業務自体は電子化していても保存の段階では紙で打ち出すといったような形で、電子化が貫徹されていないというところございまして、こうしたところでタイムスタンプの普及を進めていくためのあり方について検討を進めてきたところでございます。

その際の論点でございますが、a、bということで、1つ(a)としては、このタイムスタンプの発行の事業者ですね、この信頼性をどのように確保していくのかという観点。

また(b)といたしましては、電子文書の保存等について規定している法令の中で、このタイムスタンプの利用というものが有効な手段として認められるのかどうか、こういった観点から議論を進めてきたというところでございます。

まず論点の(a)の観点でございますが、26ページでございますけれども、ワーキングの中で行ってきたヒアリングの中では、やはり民間のスキームのままでは持続性に不安があると。それに対して、国としての認定制度があれば、特に海外事業者とのやりとりにおける契約の迅速化が期待されるといったことであるとか、あるいはアンケートにおきましても、民間のスキームのままでは法令上の保存義務を満たすものであるのかどうか不

安だというようなご意見があったところをごさいます、したがって電子署名法における認証業務のように、国が何らかの形で関与することでタイムスタンプ発行事業者の信頼性に裏づけを与えることが重要ではないかという議論があったところをごさいます。

次の27ページ目をごさいます。表の4のところにありますとおり、国の関与のいたし方といたしましては、①の国がダイレクトにその事業者を認定する仕組みと、②のように国は基準のつくるところまでは関与しても認定自身は民間等が行う、こういったやり方が考えられるところをごさいます、表の下のところをごさいますけれども、タイムスタンプについてはもう既に技術やサービス内容が確立されておりまして、日本データ通信協会による認定制度も既に14年間運用されていると。こういった中で、なかなか普及が進んでいないところをごさいますので、やはりより信頼性の高い措置を講じる必要があるのではないかということで、国が信頼のおけるサービス、事業者を認定する仕組みを設けることが適当ではないかということでごさいます。

なお、その際をごさいます、一定の基準を満たすサービス、事業者を国が認定する仕組みを構築する際には、新たな立法によらず実施している例もあるというところをごさいますので、そのようなやり方によって対応することも可能ではないかと考えられるところをごさいます。

それから、28ページ目をごさいます、論点（b）のほうをごさいます。これにつきまして、ヒアリング、アンケート等で保存義務等を課している法令においてタイムスタンプを使うというものが、その法令を遵守していると言えるのかどうかということがなかなか明確ではないといったご意見があるところをごさいますので、その下のところをごさいますけれども、電子文書の送受信・保存について規定をしている法令を所管する省庁において、タイムスタンプを有効な手段として認めて、それを省令とか告示等できちんと具体的に規定するように所管省庁に働きかけることが有効ではないかとしているところをごさいます。

それから、次にeシールについてごさいます。

これにつきまして、29ページのほうに進んでいただきたいと思いますけれども、これにつきましても、現状におきましては、eシールの普及によって文書の電子化とかデータの自動処理による生産性の大幅な向上が期待されるということでごさいますので、そのようなeシールを利用者が安心して利用できるためにはどのような枠組みが必要かということで検討を進めてきたところをごさいます、これについても同じく論点2つ、（a）、

(b) とございまして、こうした e シールの認証局につきまして、どのように信頼の確保を図ることができるかという論点と、それから (b) といたしまして、e シールの利用というものが、電子文書の保存等について規定している法令等の関係で有効な手段として認められるか、この 2 つの観点から議論を進めたところでございます。

30 ページ目でございますが、まず論点の (a) につきましては、ヒアリング等におきまして、e シールが制度化をされて認定を受けた事業者の e シールを利用するということになれば、懸念を持つことなく電子インボイス等の利用において e シールを用いることができるというご意見が寄せられたところでございますので、やはり e シールを利用者が安心して利用できるようにするためには、認証局の信頼性に裏づけを与えることが重要ではないかと考えられるところでございます。

次の 31 ページ目でございますが、その際、表の 5 にあるとおり、先ほどと同じように、国の関与の仕方といたしましては、国がダイレクトに認定するやり方と、それから、国の基準に基づいて民間が認定をするようなやり方が考えられるところでございますが、この e シールにつきましては、まだまだ新しいサービスでございまして、サービスの内容や提供するための技術などがまだ十分に確立しているとは言えない状況でございますので、そういった中で国による認定制度に位置づけることで、今後の技術開発やサービス展開に影響を与える可能性が懸念されるということございまして、まずは一定程度国が関与しつつも、基本的には民間の自主的な仕組みによって、そのサービスの立ち上げ、導入が促進されるよう、信頼の置けるサービス・事業者を認定する民間の仕組みの創設というものに向けて進めることが適当であるとしてあるところでございます。

それから、32 ページ目でございますが、こちら論点の (b) のほうでございます。こちらにつきましても、やはりヒアリング、アンケート等で、この e シールの利用というものが法令に適合するものかどうかについて明確にすることが期待をされているところでございまして、こちらについてもタイムスタンプと同様に、電子文書の送受信、保存について規定をしている法令において、この e シールというものの利用が有効な手段として認められるように各省庁に働きかけることが適当ではないかということとしておるところでございます。

それから、33 ページ目でございますが、こちらが 3 つ目の各論といたしまして、リモート署名でございます。このリモート署名につきましては、従来の一般的に利用されている電子署名のやり方とは異なるということございまして、どのような要件を満たせば本

人による電子署名と評価できるのか、こうしたところの制度的な整理が明確ではないという現状があるところでございます。

こうした中で、現在、先ほどのJ T 2 Aという民間の団体におきまして、リモート署名の技術的な要件に関するガイドラインの策定が進められているというところでございまして、こういった策定の状況を踏まえながら検討を進めてきたというところでございます。

34ページ目でございますけれども、論点といたしましては、今、申し上げましたように、リモート署名の在り方につきまして、この電子署名法上にどのように位置づけることができるのか、またその前提として、今後関係者によるどのような取組が必要なのかというところを中心に議論を進めてきたところでございます。

取組の方向性といたしまして、このJ T 2 Aのガイドライン、今、策定に向けた最終的な作業を進めていただいているところでございますけれども、こうしたものがよりわかりやすいものとなるように工夫いただくことが必要ではないか。

それから、このガイドラインに基づいて、評価を外部から行いやすくするように、具体的な要求条件をより詳細にわかりやすくつくっていくことが必要ではないかということが考えられるところでございまして、こうしたものに基づいて、リモート署名事業者の適合性評価というものを適切な第三者が行う、次のページにまたがりますけれども、民間の自主的な仕組みを設けることが有用ではないかとしておるところでございます。

その上で、こうしたガイドラインの策定、公表あるいは自主的な適合性評価の仕組み、こういったものの整備を受けながら、リモート署名の電子署名法上の位置づけについて、主務省、これは総務省、経産省、法務省になりますけれども、主務省においてこの電子署名法上の位置づけについて検討を進めることが適当としておるところでございます。

なお、このJ T 2 Aのガイドラインにつきましては、別紙の後半に現時点での案ということをつけておりまして、パブリックコメントにおきまして、この案をつけた形でご参照いただけるような形で意見募集をすることにしておるところでございます。

以上が大きな主な3点についての方向性を取りまとめたものとなっております、最後38ページ目でございますが、おわりにということでございまして、このトラストサービスが実際に社会でより活用されるよう、この取りまとめに基づきまして、総務省及び関係省庁において、制度の要件、基準等の策定について具体的な対応が進むことが期待されるところでございます。

また、この分野は非常に技術進歩あるいはサービス展開が速いところでございますので、

そういったところを踏まえながら随時見直しを図ることが重要ということで結んでいるところでございます。

事務局からの説明は以上でございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

このトラストサービス検討ワーキンググループにおかれましては、非常に精力的な検討を続けていただきまして、本日このような形で最終取りまとめ（案）をご報告いただいたわけでございますが、同ワーキンググループの主査をお務めいただきました手塚構成員から何かご発言ございますでしょうか。

【手塚構成員】 先ほどご説明のありましたとおり、トラストサービスについては、EUの取組が国際的に見ても進んでいるところが見受けられます。

ちょうど先週、12月11日でございますけれども、日EUの産学官の関係者が集まるICT戦略ワークショップが開催されまして、トラストサービスもその1つのテーマとして設定されましたことから、私も出席して、本ワーキンググループも含めて、日本の状況について説明させていただいたところでございます。

既に、先ほどからお話のありますeIDAS法、これはEU側ですが、これが施行されておりますことから、EU側からは、日本との相互運用に向けた高い関心が示され、的確なサービス事業者に関するトラストリスト、技術的な話でございますけれども、それとポリシーの話でございますが、こういうものを相互運用に関する、実証の実施など、具体的な提案が向こうからあったところでございます。

これは本年2月に我が国とEUにおいてEPAが結ばれておりますが、これに資するものであると考えておりまして、非常に重要な内容であると思っております。

そのようなことから、ちょうどこのようなタイミングで、トラストサービス検討ワーキンググループを開催いただいたこと、これは非常にタイムリーであったなど、その場で強く感じた次第でございます。

そのようなことから、我が国としても早急にトラストサービスの基盤を構築する必要性を再認識したところでございまして、今回の取りまとめ案を踏まえながら、産学官一体となって、トラストサービスの普及促進に邁進してまいりたいと思っております。

以上でございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

この資料17-1別紙、トラストサービス検討ワーキンググループの報告書案につきまして、何か構成員の皆様からご発言ございますでしょうか。

それでは、宮内構成員、お願いいたします。

【宮内構成員】 このワーキンググループに参加しておりました宮内でございます。今回変わったところを踏まえまして、2点ほどコメントさせていただきたいと思っております。

まず1点は、12ページのところをお開きいただきますでしょうか。青い字でこんなところに役に立つんだということが書かれておると思っています。これを踏まえまして、こういったトラストサービスがどう有用になっていくかというのをご紹介したいと思うんですが、従来から多くの大きな企業では、会社の中はいわゆるワークフローで電子化されているわけですが。相手方の会社もワークフローで電子化されているのに、その間を結ぶところだけ紙を印刷して、それを送ったりしているわけですよ。ここに書いてありますように、印刷、封入、発送ということをしているわけですね。

受け取ったほうの会社が、それをわざわざキーパンチして、またワークフローに振り込むと、こんなことをやっているところは非常に多いわけですね。こういう部分が、従来、判こでやっていた文化がありますので、なかなか簡単に電子化できなかった部分があるわけですが、こういったトラストサービスの利用によりまして、そういったものがどんどん電子化して、効率的になるんじゃないかと思われまます。

従来の方ですと、人手もかかりますし、時間もかかりましたけども、そういうところが非常に効率化されて、日本のビジネスの展開にも大きく寄与するんじゃないかと考えております。

こういうのは大体、こういったトラストサービスの大きな役割といいますか、効果になるんじゃないかと考えておりますので、その枠組みをつくっていくことが非常に重要だと思っております。

それから、もう1点、24ページをお開きいただきたいんですけども、前回からあまり変わっていませんけども、23ページの最後のところから24ページのところにかけて書かれている、機械可読な格好でのトラストサービスが、これがトラストサービスですよというリストを出すということでございます。

これは、できるだけここだけを見ればよいという一覧性のあるようなものをつくることによって、先ほど手塚先生のほうからEUとの関係とかもありましたけれども、海外の企業から見ても、ここだけ見ればよいんだというのは非常に重要だと思えますし、海外との

相互の協調していく場合でも、こういった枠組みというのは非常に有用であろうと私は考えております。

以上でございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

それでは続きまして、最終報告書（案）、資料を17-1、本紙のほうでございますけれども、このうち1、利用者情報の適切な取扱いの確保について、こちらについて議論をしたいと思っております。

まずこの点について、事務局からご説明をお願いいたします。

【清水消費者行政第二課企画官】 最終報告書（案）の5ページをご覧ください。第1節、国外事業者に対する通信の秘密の保護規定の適用及び法執行における履行確保の方策の在り方についてでございます。

まず、整理に当たっての基本的視点をまとめております。国外に拠点を有するプラットフォーム事業者がインターネットを介し国境を越えてビジネスを拡大し、今後とも多様なサービスの展開が見込まれる中、我が国の利用者を対象とするサービスであればサービスの提供主体が国内事業者であるか国外事業者であるかにかかわらず通信の秘密の保護規定について等しく適用することが必要。

また、国外事業者に通信の秘密に係る規律を及ぼす場合、当該規律に従った適切な取扱いの確保が図られることが重要。したがって、その履行を確保するための担保措置を設けることが必要と考えられる。具体的には、電気通信事業法における国内事業者に対する担保措置と同様の行政規律を及ぼすことが適当である。

もっとも、行政規律を外国にあるものに対して執行しようとする場合、執行管轄権の観点で課題が生じること、また、国外事業者に対する刑事罰についても同様の課題があることから、これらの点に留意する必要があるとしております。

通信の秘密に係る規律の円滑な履行確保を実現するには、各電気通信事業者による具体的な取組・対応を促すとともに、その取組が十分に機能しなかった場合には、行政当局が関与することが適当。

今後、各事業者において適切に通信の秘密の保護に係る取組・対応が図られるよう、事業者に対する萎縮効果を防止する観点から、行政当局がどのような場合に事業者の取組・対応が不十分であると判断するのかについての透明性及び予見可能性を高めることも重要と考えられる。

また、各電気通信事業者と行政当局との間の対話・意思疎通の充実も有効であるとしております。

こうした基本的視点を踏まえまして、具体的な方策の在り方でございます。

(1) 国外事業者が我が国の利用者を対象として役務を提供する場合、通信の秘密の保護に係る規律が及ぶよう所要の措置を講ずることが適当である。

(2) 国外事業者に通信の秘密の保護に係る規律が及ぶよう所要の措置を講じた場合、国内事業者に対する規律と同様に、これらの事業者に対する通信の秘密の保護に係る行政処分の執行を確保することが必要である。

具体的には、業務の方法に関し、通信の秘密の確保に支障があると認めるときには、業務改善命令を発することができるようにすることが適当である。

(3) に入りますが、執行管轄権の課題を考慮の上、国内代表者等を介して、国内での当該業務改善命令を確実に執行することとするほか、法執行の実効性強化のための所要の措置を講ずることが適当である。

具体的には、通信の秘密の漏えい等が発生した場合や通信の秘密の不適切な取扱いが疑われるような場合、業務改善命令を国外事業者に確実に執行する観点から、国外事業者に対して電気通信事業の参入規律を及ぼし、国内代表者等を指定しなければならないこととすることが適当。また、通信の秘密の漏えいその他重大な事故が発生した場合、総務大臣に報告するとともに、報告徴収等ができるようにすることが適当であるとしております。

続きまして(4)、次のページに入りますが、国外事業者に対してこれらの刑事罰を実効的に適用することは、執行管轄権の観点等から困難があり、慎重な検討を要すると。

しかし、通信の秘密の保護の担保が不十分となることは法執行の実効性の観点から適当ではない。そこで、刑事罰に代替する担保措置として、法令違反行為に関する公表など一定の措置を講ずることが適当である。

(5) に入りますが、サービスの提供に当たって取り扱うこととなる通信の秘密に係る情報については、個々の事業者によって異なることから、各事業者において、それぞれの状況に応じて自律的に適切な対応が図られることが必要であるが、自律的な対応が十分に機能せず、通信の秘密の確保に支障があると認められる場合には、行政当局が業務改善命令を機動的に発動することにより、利用者が安心して電気通信サービスを利用できるようにすることが重要である。しかし、サービスの多様化や複雑化などが進みつつある中で、

どのような場合に行政当局の関与を受けることになるかわからないといった萎縮効果につながるなどの懸念もあり得る。したがって、業務改善命令の発動に当たっての透明性及び予見可能性を高めるための措置を講ずることが適当である。

具体的には、どのような場合に、各事業者の取組が十分機能していないとして、業務改善命令を発動するのかについての一定の基準や事例を法執行に係る指針として策定・公表することが適当である。

業務改善命令が発動され得るケースとしては、例えば、通信の秘密に係る情報を含む利用者情報の取扱い等の方針が利用者にわかりやすく示されていないなど透明性の確保が十分図られていない場合や、通信の秘密に係る情報の管理態勢・通信の秘密に係る情報の取扱いに関する利用者からの苦情処理態勢が十分に整っていない場合などが該当し得ると考えられます。

(6)に入りますが、電気通信事業者と行政当局との間での対話を継続することが適当であり、行政当局において、法執行に係る指針等を必要に応じ見直し、その指針を広く電気通信事業者に周知することなどを通じ、行政の透明性・予見可能性を向上させるとともに、各事業者における通信の秘密に係る情報の適切な取扱いの確保や情報管理態勢・苦情処理、苦情相談態勢などの一層の充実が図られるよう、各事業者に対して継続的に促していくことが望ましいとしております。

以降、続きまして、市場環境の変化を踏まえた規律の適用範囲・対象の見直しについてでございます。

ネット環境の進化に伴い、多様なサービスが展開される中、累次の同意取得が繰り返され、かえって利用者の理解が不十分となる、いわゆる「同意疲れ」が課題となりつつあります。

また、端末情報については、プロファイリングや行動ターゲティングなど多様なサービスやビジネスにおいて活用される一方、通信の秘密やプライバシー保護との関係でその取扱いの在り方が課題となりつつあるところでございます。

今後の検討の具体的な方向性に入りますけれども、(1)いわゆる「同意疲れ」は、より多くの利用者情報が利用者から取得されるようになり、また、その活用の方法が複雑かつ多岐にわたるようになり、同意取得時の説明も複雑でわかりにくくなるといった事情が相まって生じているものと考えられますので、こうした事情を踏まえて、有効な同意の取得の在り方について、さらに検討を深めることが必要である。

また、(2) 端末情報の適切な取扱いを確保することは、利用者の保護及びこれらサービスの利活用の促進の観点から重要な課題であり、具体的な規律の在り方については、欧州のe プライバシー規則(案)の議論等も参考にしつつ、引き続き検討を深めることが必要であると。

電気通信分野における市場構造やデータ流通環境が大きく変化することが想定される中、通信の秘密に係る基本理念を維持しつつ、新しい時代に相応しい通信の秘密・プライバシー保護に係る規律の在り方を念頭に置いて、具体的な検討を進めていくことが適当であると認めております。

以上となります。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

今ご報告いただいた部分というのは、お手元の参考資料の概要版で申しますと、4ページから6ページまでに簡潔に整理をされていますので、あわせてご覧いただければと存じます。

それでは、ただいまご説明のありました利用者情報の適切な取扱いの確保について、構成員の皆様からご意見をいただければと存じますが、いかがでございましょうか。

木村構成員、お願いいたします。

【木村構成員】 ご説明ありがとうございます。

11ページの同意疲れのところですけども、ここの同意疲れというのが、前回から少し違和感がございまして、繰り返し同じことを同意されるので疲れるということもあるのですけれども、不要な情報とか同意文書がわかりにくくて、自分がどのような情報を同意したのかわからないという観点が抜けているのではないかと思います。12ページに有効な同意の取得の在り方についてさらに検討を深めることが必要であるとは書いてありますが、有効な同意というところと、あと適切なという意味合いがないと不自然ではないかと感じたところですが、事務局ではいかがでしょうか。

【宍戸座長】 事務局、いかがでございましょうか。

【中溝消費者行政第二課長】 今の木村構成員のご指摘、ごもっともだと思います。有効という言葉の中に今、木村構成員ご指摘の点も一応含めて書いたつもりでございますが、書きぶりについて、また少し検討させていただけたらと思います。

【木村構成員】 よろしく申し上げます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。この点につきましては、中間報告書の段階でも

今、木村構成員がおっしゃったようなことは、ある程度留意して書いていたと思いますので、両報告書全体として読んでいただくとここでの趣旨はある程度わかるんだらうと思うんですけども、これだけ読んで今わかるようになっていくかどうかということもございますので、少し検討させていただければと思います。

ほかにいかがでございましょうか。

では、新保先生お願いいたします。

【新保座長代理】 中身についての意見ではなくて、書きぶりというか、今回プラットフォームサービスに関する研究会としての報告書として、やはり総務省の報告書としては、電気通信事業法に基づく、通信の秘密に係る問題を根拠に、今後は実効性があるエンフォースメントを確保するという取組みを行うことについて、非常に意義がある報告書だと思います。

そうすると、今のこの施策といいたいまいしょうか、具体的には、市場環境の変化を踏まえた規律適用範囲、対象の見直しということについて、端的に言うと例えば5Gという文字がないとか市場環境を踏まえたということ、踏まえたのであれば総務省の報告書ということですから、まさにこの情報通信環境が今後、劇的に変化をするということを踏まえて、さらに第5世代の通信規格などの普及によって、最新技術を駆使した通信サービスが展開されるに当たって、今後さらにこの通信の秘密の問題については重要な課題になっていくということの背景がわかるように、その点についても、例えば5Gなどを追加されてはいかがかと思います。

以上、意見であります。

【宍戸座長】 ありがとうございます。報告書（案）で申しますと、3ページから4ページにある程度背景は書いて、ここにIoT、ビッグデータ、AIでありますとか、あるいは今般の包括検証に係る、いわゆるモジュール化の問題でありますとかいろんなことも書いているわけですが、確かにこうやってみると、5Gの話など落ちているなどという気が私もいたしましたので、この点につきましても検討させていただければと思います。ありがとうございます。

さらにいかがでございましょうか。

この報告書の第1章につきましては、それでは、今いただいたご意見を踏まえて、さらに調整をさせていただくということによろしゅうございますでしょうか。ありがとうございます。

それでは次に、最終報告書（案）のうちの第2章になりますが、フェイクニュースや偽情報への対策の在り方について、事務局からご説明お願いいたします。

【清水消費者行政第二課企画官】 13ページをご覧ください。フェイクニュースや偽情報への対応でございます。

第1節、フェイクニュースや偽情報への対策の必要性及び目的としております。

近年、欧米諸国を中心に、インターネット上での偽情報の流通の問題が顕在化しており、偽情報への対策が進みつつある。ソーシャルネットワーキングサービスなどのプラットフォームサービスには固有の特性があり、偽情報を顕在化させる一因となっている。

プラットフォーム上において多くの不確かな情報や悪意のある情報が容易に流通・拡散することは、利用者が多様な情報もとに物事を正確に理解して適切な判断を下すことを困難にし、結果として、利用者が安心・信頼してプラットフォームサービスを利用することができなくなる、また、利用者の知る権利が阻害されるのみならず、利用者に直接的な損害を与え得るなど、利用者にとって様々な不利益が生じるおそれがある。

このほか、政治的な分断が深まるおそれや、国家安全保障が揺るがされたりするおそれなども考えられる。

我が国においても近い将来、欧米と同様の問題が生じ得ることを念頭に、今後の対策を検討すべき。特にSNSを始めとするプラットフォームサービスは、経済活動や国民生活などの社会基盤になりつつあり、情報流通の基盤にもなっていること、また、プラットフォームサービスの特性が偽情報の生成・拡散を容易にし、偽情報を顕在化させる一因となっていると考えられることから、特にこうしたプラットフォーム上の偽情報への適切な対応が求められる。

第2節、フェイクニュースや偽情報の現状等に入ります。

フェイクニュースについて国際的に定まった定義はなく、国際的に確立した分類の考え方があってもない。フェイクニュースの対象範囲についても、統一的な考え方はない。

次のページに入りますが、そこで、本報告書の検討対象としては、インターネット上に流通する情報に限定するものの、「フェイクニュース」の多義的な側面を捉えて検討を深める観点から、政治・選挙に係る情報に限らず、災害、健康・医療情報に係る情報なども広く含め、対象範囲を限定せずに検討するものとするとしてございます。

続きまして、諸外国においては、偽情報の流通が問題になったことがあり、米国や欧州では選挙時における他国からの偽情報が大きな脅威になっているところ、我が国では現時

点ではそのような大きな問題は生じていない。

過去に我が国で偽情報が問題になった事例は、災害時、選挙時、キュレーションサイト等の問題であり、米国や欧州と問題となる場面・情報の性質などが異なる点が特徴的でございます。

次のページ、第3節に入りますけれども、諸外国におけるフェイクニュースや偽情報への対応状況となっております。

米国における偽情報への対応としては、2016年の大統領選挙時における問題を契機として、連邦議会において、プラットフォーム事業者の取組に対する公聴会が行われてきております。

これらの公聴会などの動きも踏まえ、米国では基本的にはプラットフォーム事業者による自主的な対応が進められております。

欧州委員会では、これまでの基本的な方向性として、民間主体との対話を重視し、行動規範の策定によりプラットフォーム事業者などの関係者に自主的な対応を求める方向で様々な取組が進められてきております。

次のページになります。2018年9月には、欧州委員会により、5分類15項目からなる「行動規範」が策定・公表され、同年9月から10月にかけて、Facebook、Google、Twitter、Mozillaの4事業者と、プラットフォーム事業者間連又は広告事業者関連の8団体が同行動規範に同意する署名を行い、行動規範を実施するためのロードマップを策定・公表したところでございます。

23ページをご覧ください。イギリスでは、デジタル・文化・メディア・スポーツ省と内務省が共同で作成した「オンラインセーフティ白書」案が公表され、偽情報を含む幅広い有害情報対象とし、法定の注意義務の創設、独立した規制機関の設置、行動規範の策定などにより、自主規制を超えた新しい規制の枠組みをつくることが提案されております。

フランスでは、2018年11月、選挙時における偽情報への対策を目的として、「情報操作との戦いに関する法律」が議会で成立しております。

同法では、選挙期間内に候補者などから申立を受けた裁判官は、プラットフォーム事業者に対して送信防止措置を命じることができ、裁判官は申立から48時間以内に停止に関する判断を行わなければならないとされてございます。

ドイツでございます。ドイツにつきましては、2017年6月、難民の増加に伴うSNS上のヘイトスピーチや偽情報などの増加への対策として、「ネットワーク執行法」が成

立。

同法では、プラットフォーム事業者は、違法コンテンツの申告のための窓口を設けた上で、利用者から申告があった場合は、直ちに違法性を審査し、原則として、明らかに違法なコンテンツについては申告を受けてから24時間以内、それ以外の違法コンテンツについては申告を受けてから7日以内に、当該コンテンツを削除する義務を負うとされております。

なお同法に対しては、削除するかどうかの判断がSNS事業者にとって困難である、削除しないことのリスクがプラットフォーム事業者にとって高いといった理由により、プラットフォーム事業者による過剰な削除が起きることにより、表現の自由が阻害されることへの懸念が議論されております。

マレーシアでは、2018年4月、前政権下において「フェイクニュース対策法」が制定されております。

しかし、政権交代後、現政権におきまして、同法の執行を停止するとともに、同法が廃止される見通しとなっております。

シンガポールでは、2019年5月、「オンラインの偽情報・情報操作防止法」が可決、施行されております。

台湾では、2019年5月に、偽情報の拡散に歯止めをかけることを目的として、厳しい罰則を設けた災害防止救助法の改正案が可決されております。

第4節に入りまして、諸外国における関係者の取り組み状況についてでございます。

国外のプラットフォーム事業者は、偽情報が大きな問題となり先行して議論が行われていた欧米における政府などの検討も踏まえ、様々な取組を実施しております。

以下、Facebook、Google、Twitterの主な取り組みを記載しております。

さらに、29ページをご覧ください。プラットフォーム事業者は、偽情報への対応として、外部のファクトチェック機関との連携を進めることにより、プラットフォームサービス上の情報の質を高める取組を行っております。

また、ターゲティング技術を活用した政治広告に関連した偽情報は特に選挙結果へ大きな影響を与える可能性があることから、米国のプラットフォーム事業者は、広告の透明性を高めるなど、政治広告への自主的な対応を進めております。

31ページに入りますが、欧米を中心とした諸外国においては、偽情報に対抗するため

に、情報の審議を検証するファクトチェックという活動が行われております。

2019年11月時点で、ファクトチェック機関は全世界で70カ国以上に225団体存在しているというところでございます。

第5節は、我が国における関係者の取組状況となります。

我が国においては現時点で偽情報が大きな問題にはなっていないものの、各プラットフォーム事業者において、それぞれのサービスの性質に応じた形で、偽情報への対策にもなり得る取組がとられており、以下、Yahoo! JAPAN及びLINEの取組を記載しております。

また、33ページをご覧ください。我が国におけるファクトチェックの取組に関しましては、2017年6月、ファクトチェック活動を推進する団体としてファクトチェック・イニシアティブが設立されるなど、徐々に取組が進められており、また2019年4月に、インターネット上で発信されるメディアの情報の信頼性を高め、偽情報へ対抗することを目的として、インターネットメディア協会が設立されております。

ここまで事実関係でございましたが、第6節としまして、我が国におけるフェイクニュース、偽情報への対応のあり方についてでございます。

1としまして、自主的スキームの尊重でございます。

選挙への影響などにより早くから問題が顕在化した米国、欧州においては、プラットフォーム事業者による自主的な対応を中心に取組が進められてきた。

一方、一部の国々では、偽情報の削除義務などを定めた法律が制定されているが、表現の自由への萎縮効果への懸念や多くの課題、批判の声もある。

したがって、我が国における偽情報への対応の在り方の基本的な方向性としては、まずはプラットフォーム事業者を始めとする民間部門における関係者による自主的な取組を基本とした対策を進めていくことが適当である。

35ページに入ります。偽情報への対応の在り方の具体的な検討に際しては、まずは我が国においてどのような情報の流通が問題になっているのか、また、今後問題になり得るのかを明らかにする必要があると。

プラットフォーム事業者は、行政や研究者などが調査を行う際に必要な情報提供するなど、我が国における偽情報の流通状況の実態の把握に関して協力を行うことが期待される。

3. 多様なステークホルダーによる協力関係の構築につきまして、偽情報の問題の背景として、複数の要素が多角的に働いていると考えられ、偽情報への対応に当たっては、多

面的な解決策を検討していくことが必要。

プラットフォーム事業者のみならず、産学官民の多様なステークホルダーによる協力関係の構築を図り、対話の枠組みを設けることが重要。

具体的には、国内外の主要なプラットフォーム事業者・政府・有識者・利用者などの関係者で構成するフォーラムを設置し、偽情報の実態や各ステークホルダーの取組の進捗状況を共有しつつ継続的な議論を行っていくことが適当である。

フォーラムにおいては、例えば、プラットフォーム事業者を始めとする関係者の取組、我が国における偽情報の最新の状況などが共有され、国民やメディアなどに対してプラットフォーム事業者を始めとする関係者の取組の効果、課題などが明らかになることにより、社会全体としてのモニタリング機能が果たされ、それらの反応を踏まえて各関係者によって更なる取組が進められていくというサイクルが回っていくことが期待される。

政府は、例えば、多様なステークホルダー間の協力関係の構築を支援するコーディネーターとしての役割を果たすことも考えられるところでございます。

4としまして、プラットフォーム事業者による適切な対応及び透明性・アカウントビリティの確保につきましてですが、インターネット空間の信頼性を高め、我が国の利用者が安心・信頼してプラットフォームサービスを利用できるようにする観点からは、様々な関係者の中でも、特にプラットフォーム事業者が偽情報に対する取組・対応を主体的に進めることが期待されます。

(1)、偽情報への対応として、偽情報の生成・拡散を直接的に防ぐ観点から、問題となる様々な種類の情報やアカウントの削除などを行うことが考えられるが、これらの対応については、プラットフォーム事業者自身が自律的に判断して対処することが期待される。

個別のコンテンツの内容判断に関わる対応については、表現の自由の確保の重要性に鑑み、過剰な削除などの問題が生じないようにする観点から、政府の介入は極めて慎重であるべきとしております。

(2)、利用者が安心・信頼してプラットフォームサービスを利用することができるよう、プラットフォーム事業者による自律的な情報の削除の対応に加え、それらの取組が適切に行われていることが利用者や社会全体に対して明らかにされることが望ましい。

また、利用者の表現の自由を確保する観点から、プラットフォーム事業者によって過剰な削除や不当なアカウント停止といった行き過ぎた対応が行われていないかという点についても明らかにされることが望ましい。

以上の観点から、プラットフォーム事業者によるガバナンスが適切に機能しているか否かについて、利用者や社会全体が把握できるようにすることが重要であり、プラットフォーム事業者は、自らの取組の透明性やアカウントビリティを確保する方策についても、削除などの対応と同時に積極的に取り組むことが適当である。

グローバルにサービスを提供している国外のプラットフォーム事業者においては、透明性、アカウントビリティ確保方策について、米国や欧州の英語圏のみで実施しており、必ずしも我が国では実施されていない場合や、日本で実施されているとしても、日本の利用者向けにわかりやすく日本語で説明されていない場合があります。

国外のプラットフォーム事業者においては、既に米国や欧州において多くの取組を実施しており、可能な限り、我が国でも実施されることが望ましい。

さらに、問題となる情報の分類及び具体的な対応に関するポリシーの策定、透明性レポート等の作成・公開・苦情受付態勢の整備などに関して、我が国の利用者に対して、わかりやすく、我が国における個別事情に応じた対応が行われることが期待されます。

また、プラットフォーム事業者は、機械学習を含むAIによるアルゴリズムの活用により情報の流通をコントロールしたり削除などの対応を行う場合には、どのような考え方に基づいて問題となる情報に対処するのかを明らかにする観点から、アルゴリズムに関する透明性を確保したり、アカウントビリティを果たすことが重要であるとしております。

以上のとおり、プラットフォーム事業者が自主的に取組を実施し、それらの取組に関する透明性及びアカウントビリティの確保を図るとともに、プラットフォーム事業者自身による対応状況の公開・説明やフォーラムの開催等を通じ、社会全体としてのモニタリング機能が果たされ、それらの反応を踏まえてプラットフォーム事業者による更なる取組が進められていくというサイクルが期待されます。

政府は、こうしたプラットフォーム事業者による透明性、アカウントビリティ確保方策の状況について、フォーラム等の場を通じ随時適切に把握することが適当であり、仮にこれらの自主的スキームが達成されない場合、あるいは将来的に偽情報の拡散などの問題に対して効果がないと認められる場合には、透明性・アカウントビリティの確保方策に関して、プラットフォーム事業者に対する行動規範の策定や対応状況の報告・公表など、行政からの一定の関与も視野に入れて検討を行うことが適当であるとしております。

続きまして、行動ターゲティングの技術は、利用者の利便性に資するために用いることができるものである一方、政治広告における悪用事例のように、利用者の脆弱性につけ込

み偽情報を拡散する使い方も可能であります。

行動ターゲティングの仕組みに起因する問題は、偽情報への対応という観点にとどまらない課題でもあることから、より広い観点から慎重な検討を要する。

一般的な行動ターゲティングにおける利用者情報の取扱いの問題と、政治広告などの問題との間に違いがあることを認識した上で、引き続き対応策を検討していくことが必要であると。

また、プラットフォーム事業者においては、利用者情報を活用した情報配信を行う場合、まずは自ら透明性及びアカウントビリティの確保を図りつつ適切に活用・実施することが望ましい。

仮にこれらの自主的スキームが達成されない場合、あるいは将来的に効果がないと認められる場合には、行政からの一定の関与も視野に入れて検討を行うことが適当である。

続きまして、ファクトチェックの推進でございます。

偽情報への対応として、諸外国ではファクトチェックの取組が盛んであり、多様な民間主体による多面的なファクトチェックの実践により、表現や言論に関する自律的な取組を通じ、一般利用者が発信・拡散した真偽不明の情報や、情報源・出所が不明なニュースなどの偽情報の自然淘汰を目指すことは、我が国においても有用である。

我が国においても、ファクトチェックの活性化のための環境整備を推進していくことが適当であると。

また、その活動コストを、どの主体がどのような機関の活動に対して負担するのが望ましいのか、また、資金提供者とファクトチェック活動の独立性確保の仕組みなどについて議論を継続することが適当であります。

ファクトチェック機関への支援方策の検討に当たっては、ファクトチェック機関とプラットフォーム事業者の連携を進めていくことも望ましい。

44ページに入りますが、ICTリテラシー向上の推進でございます。

偽情報の拡散を防ぐためには、利用者が情報を適切に読み取るためのICTリテラシーを身につけることが必要であります。具体的には、偽情報を容易に信じて拡散しないようにする判断能力、信頼性のある情報源を確認する能力などが求められる。利用者に求められるICTリテラシーとしては、基本的なインターネット上の情報の利活用に必要な読み書きに関する能力に加え、現代の情報メディア環境に関する知識も重要であります。

次のページに入りまして、政府やICTリテラシー向上にかかわる関係者は、既存のI

C Tリテラシー向上施策において、偽情報の問題に対応した教材やカリキュラムにアップデートしていくことが適当であると。

総務省は、I C Tリテラシー向上の推進に当たって、行政や民間団体、通信事業者による既存の施策について、どのような主体・場所において、どのような観点から取組が実施されているのか整理し、様々な主体の連携を促進していくことが適当である。

また、行政や民間団体のみならず、プラットフォーム事業者と協働した取組を推進していくことが適当であり、その際、プラットフォーム事業者は、先行する海外事例において現代のメディア環境の特性に応じた取組に関して一定の知見を有していると考えられることから、我が国においても積極的な貢献が期待されるところでございます。

続きまして、研究開発の推進。

今後、プラットフォーム上で流通する情報量は増え続けていくことが予想され、プラットフォーム事業者は、今後も機会学習を含むA Iを活用した技術について研究開発を推進していくことが望ましい。

ファクトチェックの効果的・効率的な実施の観点から、政府においては、A Iを活用した技術の研究開発を引き続き推進するとともに、研究者などを支援していくことが望ましい。

また、ディープフェイクなど、近年新たな技術による偽情報の形態が出現しており、新たな技術を悪用した偽情報に対抗する技術に関する研究を推進していくことがより一層重要になると考えられます。

9ですが、また、プラットフォーム上における偽情報の問題に対抗するには、信頼性の高い情報の流通を増やし、利用者が容易にそれらを参照できるようになっていることが必要でございます。

インターネット上におけるメディア全体の情報の信頼性を確保するための方策が求められるところ、伝統的なメディアにおける情報の信頼性確保のための取組、ノウハウを参考とし、これをネットメディアにも広げていくという考え方も取り入れつつ、現在の環境に対応した情報の信頼性確保の在り方について検討を深めていくことが適当である。

インターネット上におけるメディア全体の情報の信頼性をどのように確保していくかについては、例えば、フォーラムの場を活用するという可能性も含め、伝統的なメディア・ネットメディア・プラットフォーム事業者の関係者間で今後さらに検討を深めていくことが望ましいとしております。

10に入りますが、国際的な対話の深化。

49ページでございます。表現の自由などの重要な価値観を共有し、インターネット上のルールメイキングに関して国際社会においてコンセンサスが得られるよう、政府は、例えば、二国間対話やOECDなどの国際機関での議論を通じて、国際的な対話を深めていくことが適当としてございます。

最後に51ページをご覧ください。

おわりにとしておりますが、各章において示した提言事項については、政府をはじめ関係者において、可能なものから順次取組を進めていくことが適当であり、特に制度整備に係る事項については、総務省において速やかに対応を行うことが適当。また、プラットフォーム事業者においても、その影響力の大きさに相応した役割を適切に果たしていくことが期待されます。

総務省においては、政策対応の在り方について不断の見直しを行い、利用者が安心・信頼してプラットフォームサービス及び電気通信サービスを利用できるよう努めていくことが適当であるとしてございます。

以上となります。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきましたフェイクニュースや偽情報への対策の在り方について、参考資料の後半に要点がまとめられておりますけれども、これについて構成員の皆様からご意見をいただきたいと思っております。いかがでございましょうか。

基本的にはこれまでの関係者の方々、あるいは研究者の方々からのヒアリング、それから、構成員の皆様からのご議論を踏まえてこういう形で事務局に報告書案を整理していただいたものでございますけれども、論点は多岐にわたります。またおそらくフェイクニュース、偽情報について、こういう形で公開で政府の研究会で議論するのも初めてと思っておりますので、ぜひ今の段階でお気づきの点等ございましたらご自由にいただければと思っております。

それではまず、大谷構成員をお願いします。

【大谷構成員】 ありがとうございます。

この度の最終報告書を拝見しておりまして、幾つかのポイントで、我々の意見交換をより深くする形でまとめていただいたことに御礼申し上げておきたいと思っております。

特に17ページですが、フェイクニュースという言葉を使いながらこれまで議論を進めてきていたところですが、改めてフェイクニュースという言葉に頼らず、インター

ネット上に広がっている偽情報、その他の情報を多義的に捉えて分析したということが伝わるような言葉を改めて補っていただけたことが、この報告書の意義というのをより広く伝えるものになったと思っております。この点、高く評価したいなと思っております。

また、40ページのところで、やはり偽情報に対する行政の関与の仕方というものをプラットフォーム事業者の自主的な取組、その他の関係者による自主的な取組というのを優先しつつ、行政がどうしても、関与せざるを得ない場合についての対応について、この40ページの最後のパラグラフのところですが、表現に対する謙抑的な姿勢を前面に出した記載にさせていただけたことというのが、現在の日本における偽情報対策の在り方として非常に健全だなと思っております。

特に26ページのところで、これは注釈として述べていただいている、既にシンガポールで報道されている、11月の後半ですので最近の出来事ですけれども、報道されていますように、政府が、法制度があるからということでもありますけれども、野党の国会議員自身による政治的な批判を封じるような運用をしているということで、しかも法制度がもと議論されていたときのような偽情報ではなく、かなり政治的な見解の対立も含むようなものについても訂正命令を出したということで、政府の関与が時には様々な副作用、負の影響を及ぼしかねないという事例が示されているところでもありまして、こういった方向に我が国が進んでいかないということを示すためにも、40ページの書き方にとどめさせていただけたことというのはとてもよかったのではないかとと思っております。

そのためにもフォーラムといったものがどのような形で実現していくのかについては、おそらく行政の関与を最小限にするためにも、民間のプラットフォーム事業者、その他のステークホルダーが、自身の努力というのが今後求められていくものと思っておりますので、そういったことに期待を込めて発言させていただきました。

以上でございます。

【宋戸座長】 貴重なご意見ありがとうございました。

ほかにご発言ありますでしょうか。寺田構成員、お願いいたします。

【寺田構成員】 41ページのところになりますが、ここでターゲットिंगそのものが問題というわけではなくて、プロファイリングや利用問題、そういったところに問題があるんだというような、そこまで具体的な書き方ではないですが、そういった本来の問題の切り分けといったことを書いていただけたのは非常によかったのではないかなと思っております。

ります。

その上で最近、海外の今回の調査でもそうですが、特に政治広告、これ自身をプラットフォームが扱うのを禁止するといった流れ、非常に大きくなってきています。

今後日本で考えていく上で、フォーラムの中でも考えることになってくるかと思うんですが、最大の問題はこういう偽情報とかフェイクニュースをビジネス化させない。海外でのほとんどの問題は、ビジネス化してしまったことによって一気に偽情報を使ったビジネスの拡大とか、それから技術の進化というものが進んでしまっているということがあります。これが起きないようなことというのを、フォーラムを組成する際にもそういった観点のステークホルダーであるとか、そういった方々をぜひ入れて検討していただきたいなと思います。

意見になります。以上になります。

【宋戸座長】 ありがとうございます。これも大変貴重なご意見だと思います。

ほかにかがでございましょうか。新保構成員、お願いします。

【新保座長代理】 質問と意見がありますので、先に質問をさせていただいて最後に意見を後ほど申し上げたいと思いますけれども、今回こういう形で、総務省の報告書としてフェイクニュースへの取組というものが、かなり細かく具体的に今後の取組の在り方を記しているわけでありましてけれども、総務省として今後、フェイクニュースは日本政府全体というか日本全体の問題としてやらなければならないというところかと思っておりますけれども、他省庁との連携でありますとか海外の機関との連携も含めて、今後この取組についてどのような形で、スタンスで、総務省としては取組をされるご予定かということをお聞きさせていただきます。

【宋戸座長】 事務局、いかがでございましょうか。

【中溝消費者行政第二課長】 ご質問ありがとうございます。

他省庁との連携ということは、今後大事だと思っております。今回総務省として、まさにこの報告書の中で取り上げましたものは、構成員の方々からご意見ありましたとおり、フェイクニュースあるいは偽情報がネット上に蔓延することが、ネットの信頼性ですとか安全を損なう、ネットを使うユーザーの保護ということが必要だということに特に焦点を当ててということで、例えば選挙への影響であるとか、安全保障であるとかそういった問題ももちろんございますので、そういったところについては、やはりそれぞれ担当する省庁さんというのはありますから、今後そういったところと必要に応じて連携なり情報共

有なりということは必要になっていこうかと思えます。あくまでただ、今回ご提言いただいたとおり、総務省としてのネット上の安全、信頼あるいはネットのユーザーの保護という観点からフェイクニュースあるいは偽情報への対応の在り方というのを政府全体としての方針の中で主張していくといえますか、慎重に取りはからっていくという方向で対応していくことになろうかと思っております。

【宍戸座長】 それでは、次に生貝構成員、お願いいたします。

【生貝構成員】 先ほど大谷構成員もおっしゃっていたとおり、自主的な取組ということベースとして進めていくということ。そして、特にプラットフォームというところの関係では、37ページ以降の記述が、プラットフォーム事業者における、特に透明性・アカウントビリティの確保といったところを非常に強く重視しながら、その具体的な取組というのが、ここで示された事項を一つのベースとして、この後の関係者のフォーラムの中で、実際どのような取組を行われていくのか、そして、さらにどのようなことをしていく必要があるのかといったようなことの、継続的な議論が進む土台として極めて重要なところかと思いました。

それで1つだけ、少しニュアンスというか論点をもうひとつだけ申し上げておきたいところがあるのですが、例えば特に22ページをご覧くださいますと、1番上のところにEUにおける、これは欧州委員会が作成した偽情報に関する行動規範ということで、これに基づいて各社、具体的なコミットをしていらっしゃるものではございますけれども、プラットフォームの側として、消費者のエンパワーメント、消費者の側がしっかり自律的にこの情報は正しいのか、信頼に足るのかということ判断できるようなアーキテクチャをつくるということが一つの大きな項目として置かれているわけです。そして具体的には、例えばこのアカウントはいつつくられたのか、どこでつくられたのかなどを含め、十分な情報に基づいて判断することを支援するための様々な取組をしているところでございます。

こういったプロアクティブな、あるいは信頼のある情報をしっかりと優先的に表示していくといったようなところを含めて、この中に、消費者のエンパワーメントという論点をプラットフォームが行うべきことに含めておくことは、もしかすると最後の段階でご考慮いただいていたのかなと感じたところでございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

大臣に予定よりも早くお越しいただきましたけれども、ご挨拶は研究会の最後のほうに

いただきたく、もう少し私どもの議論をお聞きいただければと思います。

ほかにかがでございましょうか。では、新保構成員。

【新保座長代理】 慶應義塾大学の新保です。

私からは4つ意見を述べさせていただきたいと思います。

今後フェイクニュース、いろいろなところで問題になるに当たって、この検討会で私からディープフェイクの問題を最初にお話をさせていただいたときには、それほど深刻なフェイクニュースというものはまだそれほどなかったわけでありませけれども、やはり今後AIの発達に伴って、かなり様々な深刻な事例が増えていくのであろうと。今日は大臣もお越しいただいておりますので、今後選挙において、かなりいろいろな影響が出てくるのではないかと。

そのときに、一律にフェイクニュースというものを規律するというは現状では不可能に近い、かなり厳しい。一方で今後、何を考えなければならないかということについて4つ意見を述べさせていただきたいと思ひませけれども、1つは、今後選挙とかそういうところも含めて、意図しないフェイクニュースというものがかなり増えていくのであろうと。意図的なものというのは、明らかに悪意を持って、意図的にフェイクニュースとして拡散するというものについては、これはかなり明確に、情報を受け取る側もこれは嘘であらうと。

例えばフェイクニュースを売りにしている虚構新聞のようなものは、誰もが逆にフェイクニュースを楽しみにしているということで、最初からフェイクであるということが明らかであるものについては、逆にこれは対応としてもやりやすいところでありませけれども、ところが、米国で今、議論されているところとしては、意図しないアンインテンショナルリポーティング、アンインテンショナルなフェイクニュースというものについて、具体的にはどのようなものがあるかといひませと、意図しない報告の誤り、これは誤報などですけれども、これはリポーティングミスイクと言われているものです。

それから本来のニュース基準に由来しないいろいろなところから、受け売りのようにいろいろ拡散した結果、何かあたかも信憑性があるようなもの、うわさです。

それから、本来のニュース記事に由来しないので、結果的に解釈を誤って伝えてしまうという解釈の誤りとか、その他、風刺のように、風刺のようなものはかなりあるわけですが、あとはバイアスがかかって偏向報道のような偏向して、これはもう現に現在のメディアでもかなり偏向した報道というのがあるわけですから、こういったところも含めて、

これらがフェイクニュースとして扱われるのか、それとも意図しないフェイクなのかということも含めて今後いろいろと問題になっていくだろうと。

2つ目が、対応策としては、今までに例えば違法な情報を削除するという、違法権利侵害、有害情報を削除するプロバイダ責任制限法の削除要求というものがありませんので、この対応はかなり従来から名誉棄損、信用棄損、プライバシー侵害、著作権侵害、これに発展する場合には明確に規律をしております。

3つ目は、ファクトチェックはかなり難しい状況かと思えますけども、従来もスマートフォンの不正アプリを検証するという取組が行われた事例がありますので、こういうところを参考にしてもよいのかなと。

最後に、4つ目はリテラシー向上ということが重要ではある一方で、やはり自己責任的にリテラシーに委ねて、情報弱者といいたまいますか、リテラシーが低い人を切り捨てるといことは、これは逆に、多くの有権者が必ずしもリテラシー高いと言えませんので、この4つについて、私は今後どうすべきかということを検討すべきだと思っております。

以上であります。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

今4点目におっしゃっていただいたことは、生員構成員が言ってくださった消費者、あるいは情報の消費者、利用者側のエンパワーメントにも、あるいはそういうことにプラットフォーム事業者を含めたSNS企業が取り組んでほしいということにもつながっていくことかと思えます。

それから1点目は、一応この研究会としては、インターネット上の流通する偽情報ということで、選挙に限らず、幅広い検討をしていったところがございますけれども、そうした問題の中でどこに焦点を合わせていくかということも今後の情報の収集やフォーラムでの議論などに委ねられていくことであり、そういった検討の中で新保先生からご指摘いただいた点は、十分関係者が心していくべきことかなと思えます。

ほかにかがでございましょうか。では、木村構成員。

【木村構成員】 木村でございます。

先ほどの件に関しまして、利用者のICTリテラシーの向上というところですが、やはりこのようにどんどん情報社会が進んでいきますと、利用者としては、便利そうだから使いたいと思っても、何に気をつけていけばいいのかとか、困ったときにどうすればいいのかというところがなかなかわかりにくいという現状がございます。

そして、44ページ、ICTリテラシーを身につけることが必要であると書いてあるのですけれども、やはりそこはわかりやすく情報提供していただきたいと思います。

そうすることによって、ICTリテラシーの向上が図られると思いますし、先ほど構成員の皆様がおっしゃったように、消費者のエンパワーメントですとかそういったところが達成されるように今後もしていただければと考えております。

以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、高市大臣もおいででございますので、ご発言を賜りたく存じます。

報道からカメラ撮りのご希望があると伺っておりますので、しばしお待ちいただければと思います。

それではお待たせいたしました。大臣、どうぞよろしく願いいたします。

【高市総務大臣】 皆様こんにちは。今日は朝から官邸でたくさんの会議、閣議を挟んでございまして、先ほど大臣記者会見を終えてすぐこちらに参りました。全てのご議論を伺えず失礼をいたしました。

この研究会は昨年10月に立ち上げられて、今回が第17回目と伺っております。宍戸座長様をはじめ、構成員の先生方におかれましては、多角的な視点から闊達なご討議を賜りましたことについて感謝を申し上げます。

このプラットフォームサービスですが、今日、利用者に多くの便益もたらし、イノベーションの基盤としての役割を担う一方で様々な懸念も生じつつございます。利用者が安心して多様なサービスを利用するには、プラットフォームやその上で流通する情報の信頼性を高めることが重要なのは言うまでもございません。

そのためには、1点目に、国外の事業者であっても国内の事業者と同様に通信の秘密の保護に係る規律を及ぼすことが重要と考えております。

また、2点目として、フェイクニュースや偽情報への対応につきましては、ネット上の情報の信頼性の確保は本当に大切なことだと私は思います。

先ほど選挙への影響というお話もございますが、既に選挙時には多大な影響が発生しておりますが、非常に忙しい選挙活動の中でそれらを見つけ出しチェックし相手に抗議を申し入れたり削除の依頼をするという作業は、ほとんどの事務所ではできないままに終わっているんだろうとっております。

これは法制度を整備した国もございますけれども、日本の場合は、憲法上、表現の自由ですとか通信の秘密ですとか、知る権利、また検閲の禁止といった制約がございます。もちろん、公共の福祉に反しない限りという中で認められている自由や権利ではございますけれども、なかなかハードルは高いんだろうなと私自身は考えております。

実は12月4日に、自民党情報通信戦略調査会の先生方が大臣室にお見えになって、フェイクニュースや偽情報への適切な対応の在り方について申し入れを受けました。

この申し入れの内容は、ネット上での表現活動への萎縮効果に関する懸念を踏まえて、まずは民間部門における自主的な取組を基本とした対策を進めることが適当だというご提言でございました。

私としましても、プラットフォーム事業者をはじめとする関係者による取組が強力に進められることが重要だと考えておりますので、まずはその効果に期待をしながら、行政の適切な関与の在り方についてもしっかりと見極めていかなければならないと考えています。

3点目として、トラストサービスの在り方については、ワーキンググループにおいて精力的に検討を進めていただき、報告書を取りまとめていただきました。誠にありがとうございました。

以上、皆様にご議論いただけてきた3点は、プラットフォームサービスが経済活動や日常生活のインフラになりつつある中で、大変重要な政策課題であると考えております。

最終報告の取りまとめまで大変ご苦勞をおかけいたしますけれども、引き続きご議論を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

年末で大変それぞれにご多用のお体でございますのに、誠にありがとうございました。

【宍戸座長】 大臣、誠ににお忙しいところご来場いただきありがとうございます。

カメラ撮りはここまでとさせていただきます。報道の方はこの研究会の閉会までその場で待機をしていただければと思います。

今、大臣から3点にわたりまして、この研究会での議論の内容についてご発言をいただいたところでございます。僭越ですが座長として私からも若干申し上げたいと思います。

第1に、通信の秘密の問題につきましては、これを国外の事業者にも国内の事業者と同等に適用するという方向での議論を、私ども現在、取りまとめつつあるところでございます。

この点につきましては、最終報告書の最後のほうでも、特に制度整備に係る事項については、総務省において速やかに対応を行っていただきたいとしており、特に通信の秘密の

問題がかかわるかと思しますので、この点はぜひともお願いをしたいと考えております。
これが1点目でございます。

2点目、フェイクニュース及び偽情報の問題につきまして、大臣から憲法にもご言及ありながら、民間での取組が強力に進められていくことを期待される旨のご発言がございました。

この報告書、また、この研究会におきましては、まさに今、大臣がご示唆いただいたのと基本的には軌を一にする方向で議論し、具体的には例えばこれまでお聞きいただきましたように、利用者のリテラシーの向上であったり、それを支えるような様々な主体の取組、またプラットフォームサービスを提供される事業者を含むフォーラムの場において、まさに言論や表現を通じてこういった問題にきちんと対処していくということ。また、先ほどご議論ありましたけれども、日本の政府の各部門あるいは民間の各部門が連携して取り組んでいくことが望ましいという方向での議論を進めてきたところでございます。

3点目、トラストサービスにつきましては、先ほど主査をワーキンググループでお務めいただきました手塚構成員からご発言ありましたけれども、この研究会本体を上回る回数
の議論をワーキンググループで精力的にお努めいただきました。先ほど手塚構成員からは、ちょうど最近ありました日EUのICTの戦略ワークショップにおいて、このトラストサービスについての総合運用性が非常にEUからも期待されている現状である。その観点からもここでの取りまとめの内容を精力的に進めていく環境整備をお願いしたいというご発言があつて、私も同感でございます。

以上、簡単に私から発言をさせていただきましたけれども、大臣から引き続き議論をするようにというご指示もございましたし、この後、この報告書をパブリックコメントにかけて、そして様々な国民各層からのご意見をいただいた上で、この報告書を確定していく作業を私どもとしては進めたいと考えております。

本日、報告書について、書きぶり等について幾つかご意見等ございましたが、大筋においては、この報告書の内容についてご賛同いただけたものと私としては考えております。

そこで、本日のご議論を踏まえましてこの最終報告書（案）の具体的な修正については、座長たる私に一任させていただきたいと存じますが、よろしゅうございますでしょうか。

（「異議なしの声あり」）

【宍戸座長】 ありがとうございます。

それでは、所要の調整を行った上で、事務局において速やかに意見募集手続を行うとい

うこととさせていただきたいと思います。この点もよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なしの声あり」)

【宍戸座長】 ありがとうございます。

それでは、その他事務局から連絡事項等ございましたらよろしく願いいたします。

【清水消費者行政第二課企画官】 先ほど座長からご説明ありましたとおり最終報告(案)につきましては、修正について座長にご確認いただいた上で、速やかに意見募集の準備のほう進めてまいります。

次回会合につきましては、また事務局からご連絡差し上げたいと思います。

以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございました。

これにて本日予定したアジェンダは全て終了いたしました。

以上で、プラットフォームサービスに関する研究会第17回の会合を終了とさせていただきます。本日は大臣も年末のお忙しい中、おいでいただきまして本当にありがとうございました。